本則に次の三条を加える。

（特定増殖事業計画の記載事項）

第五条　法第九条第二項第三号の農林水産省令で定める事項は、伐採樹種及び伐採の期間とする。

（林業種苗法第十条第一項の規定による登録を受けたものとみなされる場合における記録の方法）

第六条　法第九条第一項に規定する特定都道府県知事は、法第十二条第一項の規定により林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第一項の規定による登録を受けたものとみなされる場合における同条第二項第一号から第五号までに掲げる事項並びに登録番号及び登録年月日の記録については、林業種苗法施行令（昭和四十五年政令第百九十四号）第二条の生産事業者登録簿に登載して行うことができる。

（林業種苗法第十二条第一項の規定が適用される場合における登録証の様式）

第七条　法第十二条第一項の規定により林業種苗法第十二条第一項の規定が適用される場合には、同項の登録証の様式は、林業種苗法施行規則（昭和四十五年農林省令第四十号）第十一条の規定にかかわらず、別記様式によるものとする。

附則の次に次の別記様式を加える。

別記様式（日本工業規格Ａ４）

登録番号　　登録年月日　年　月　日

登録証

氏名又は名称及び住所

生産事業の内容

事業所の名称及び所在地

生産事業に係る種苗の採取又は育成の場所

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第12条第１項の規定により上記のとおり林業種苗法第10条第１項の規定による登録を受けたものとみなされたことを証する。

年　月　日

都道府県知事　　印

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第二十九号

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第二十五号）の一部の施行に伴い、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係省令の整理に関する省令を次のように定める。

平成二十五年五月三十一日　　経済産業大臣　茂木　敏充

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係省令の整理に関する省令

（エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法施行規則の廃止）

第一条　エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法施行規則（平成五年通商産業省令第三十一号）は、廃止する。

（中小企業信用保険法施行規則の一部改正）

第二条　中小企業信用保険法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第七条中「、エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法（平成五年法律第十八号）第二十一条第一項に規定する特定事業活動等関連保証及び同条第三項に規定するエネルギー使用合理化事業活動関連保証」を削る。

第八条中「、エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法第二十一条第一項に規定する特定事業活動等関連保証」を削る。

第九条及び第十条中「、エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法第二十一条第一項に規定する特定事業活動等関連保証及び同条第三項に規定するエネルギー使用合理化事業活動関連保証」を削る。

別表第二第三号を削る。

（小規模企業者等設備導入資金助成法施行規則の一部改正）

第三条　小規模企業者等設備導入資金助成法施行規則（昭和四十一年通商産業省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一中第七号及び第八号を削り、第九号を第七号とする。

（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部改正）

第四条　独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十五年経済産業省令第百二十号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第四号を削る。

（経済産業省組織規則の一部改正）

第五条　経済産業省組織規則（平成十三年経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第四項を次のように改める。

４　環境調和産業推進室は、経済産業省の所掌に係る環境と調和のとれた事業活動の促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務（環境指導室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

第二百三十五条第一項中第十九号を削り、第二十号を第十九号とし、第二十一号及び第二十二号を一号ずつ繰り上げる。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。